

“不法投棄”は法律で禁止されている犯罪です!絶対にやめましょう。

緑豊かな自然に恵まれた国東市。しかし、海岸や道路沿いには空き缶などが捨てられ、人目のつかない農道や林道の奥などには家電製品や家庭ごみなどの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけでなく、地下水の汚染など、生活環境を悪化させる重大な犯罪です。

不法投棄は法律で禁止されており、**「違反した場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。」**

なお、自分の土地にであっても、ゴミを捨てることは禁止されています。定められたルールに従ってゴミの適正な処分をお願いします。

不法投棄を見かけたら

市では、国・大分県・警察などと連携して不法投棄の防止に向けて取り組んでおります。

不法投棄を見つけたら、『不法投棄者の特徴や車両のナンバー、投棄された場所、廃棄物の種類など』を下記通報先まで通報をお願いします。なお、不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。



通報先

国東警察署 ☎0978-72-2131 (または所轄の警察官駐在所)

東部保健所 国東保健部 ☎0978-72-1127

環境衛生課 ☎0978-72-9001 (または、各総合支所地域市民健康課)

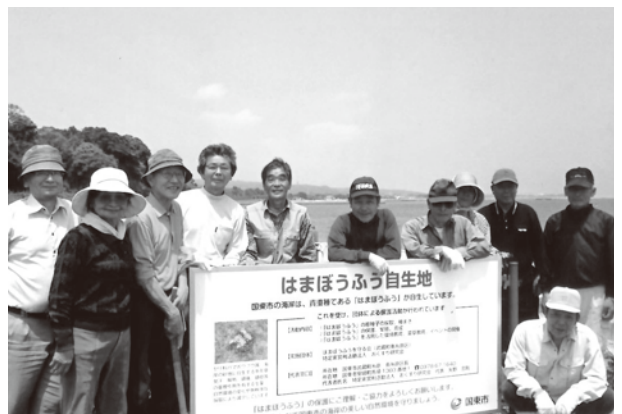
問い合わせ 環境衛生課 ☎0978-72-9001

「はまぼうふう」保護の看板を設置

国東市の海岸には、貴重種である「はまぼうふう」が自生しています。しかし近年、自然環境の変化や採取などによりその数は減少しています。

これを受け「はまぼうふうを守る会(武蔵町南糸原区)」「NPO法人おくすり研究会(矢野忠則代表)」の2団体が保護活動を行っています。

市では活動を支援するために、武蔵町糸原のマリンピアむさしに、はまぼうふう保護について協力をお願いする旨の看板を設置しました。

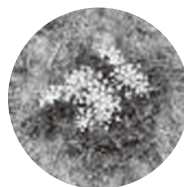


はまぼうふうを守る会の皆さん

セリ科ハマボウフウ属

海岸の砂地に自生する多年草

発汗、解熱などの薬理作用を有する生薬



さわやかサマースタイルキャンペーンを実施中です

夏のビジネススタイルとして「COOL BIZ(クール・ビズ)」が提唱され、軽装勤務が推奨されています。

今年は東日本大震災の影響により更なる節電の必要性があることから、全国的に例年よりも実施期間が延長されています。

国東市でも、5月23日(月)から10月31日(月)まで、ノージャケット・ノーネクタイの軽装にすることで、節電に取り組めます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。